



平成 31 年 2 月 28 日
第六管区海上保安本部

霧海難防止運動の実施について

～ 予報見て やめる勇気が 身を守る ～

第六管区海上保安本部では、瀬戸内海・宇和海において、霧が多く発生する春先を前に、視界制限時における海難を防止するため全ての船舶を対象として、「霧海難防止運動」を展開します。

1 期 間

平成 31 年 3 月 1 日（金）から 3 月 10 日（日）までの 10 日間

2 対象船舶

瀬戸内海・宇和海を航行する全ての船舶

3 指導事項

（ 1 ）航法等の遵守

- ア 厳重な見張りの励行
- イ レーダー及び A I S の適切な使用
- ウ 霧中信号の励行
- エ 安全な速力による航行
- オ 自船の船位確認
- カ 適切な避航動作
- キ 安全な場所への早期避泊
- ク 国際 V H F（ C h 1 6 ）の常時聴守

（ 2 ）安全運航に係るマニュアルの遵守

（ 3 ）気象・海象の早期把握

4 主な実施事項

（ 1 ）広報、周知関係

- ア メディア、地方自治体、海事関係団体の広報誌等での周知
- イ 海事関係者へのポスター及びリーフレットの配布
- ウ ホームページ、海の安全情報等を媒体とした周知

（ 2 ）安全指導関係

- ア 船舶に対する訪船指導
 - イ 海事関係機関等との合同訪船指導
- (3) 安全教育関係
- 海難防止講習会における安全研修

【参考】

- 別添 1 視界制限による海難発生状況
- 別添 2 平成 30 年の霧による視界制限について
- 別添 3 視界制限時の状況

- ア 船舶に対する訪船指導
 - イ 海事関係機関等との合同訪船指導
- (3) 安全教育関係
- 海難防止講習会における安全研修

【参考】

- 別添 1 視界制限による海難発生状況
- 別添 2 平成 30 年の霧による視界制限について
- 別添 3 視界制限時の状況

視界制限による海難発生状況

第六管区海上保安本部管内において、過去5年間(平成26年～平成30年)に発生した視界制限による海難は以下のとおりです。

海難隻数は35隻(貨物船4隻、タンカー7隻、漁船9隻、プレジャーボート11隻、その他4隻)

(1) 月別発生状況

4月・5月・6月各9隻、3月5隻、7月・10月・12月各1隻の順で多く発生

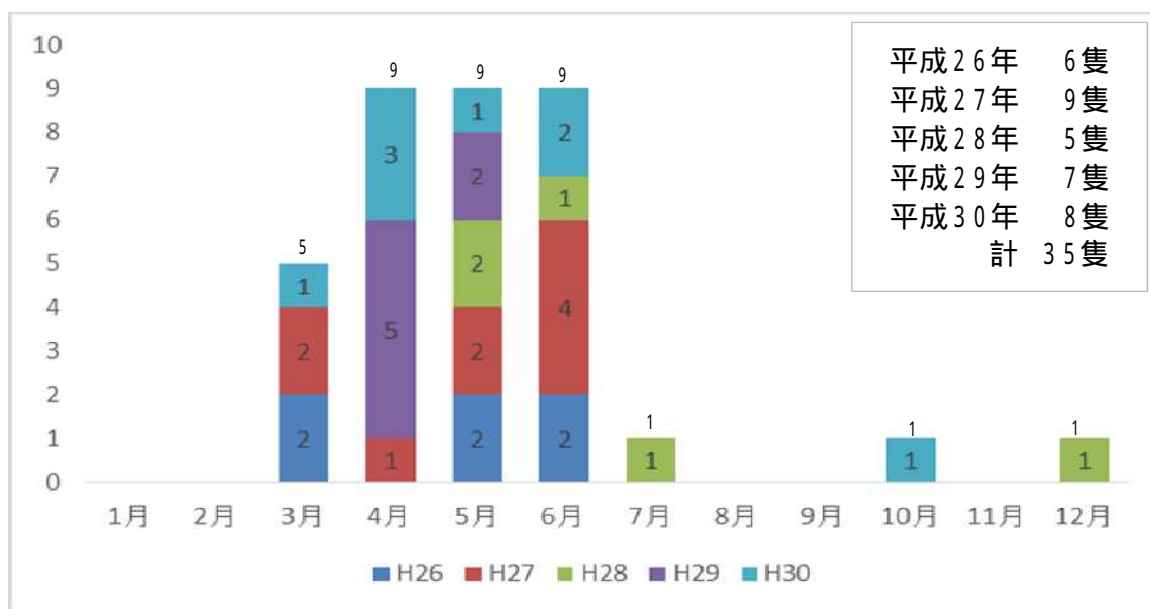
(2) 視程別発生状況

- ・1,000m未満 31隻
- ・1,000m以上2,000m以下 4隻

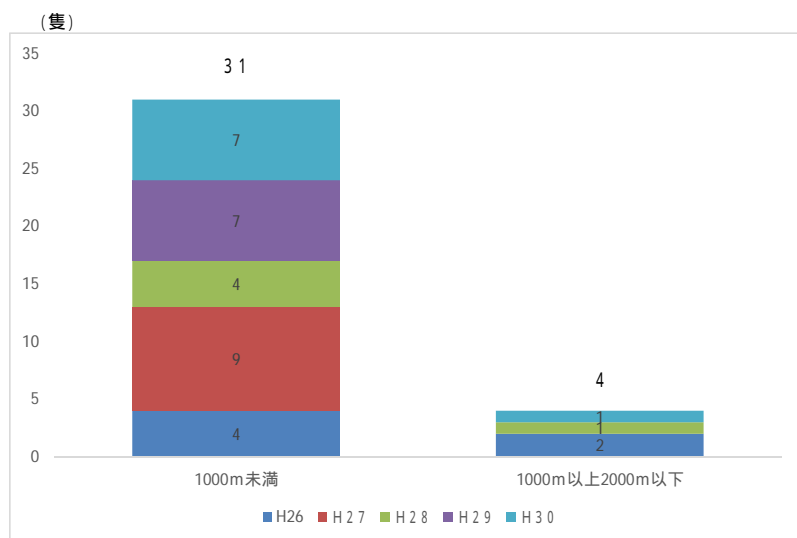
(3) 原因別発生状況

見張り不十分 13隻、気象海象不注意 10隻、船位不確認 6隻、操船不適切 6隻

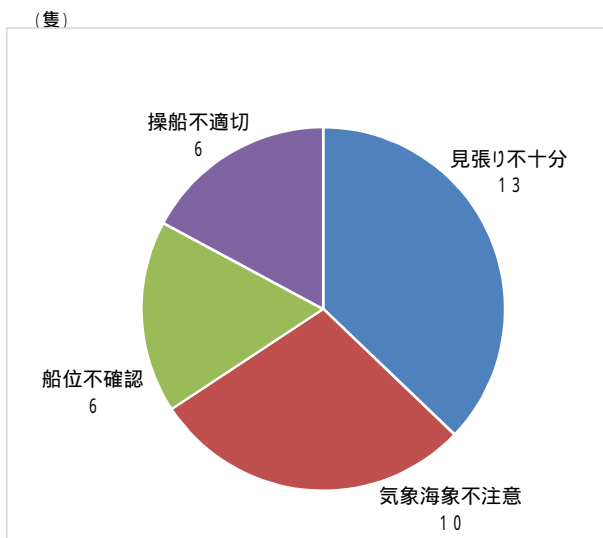
過去5年(平成26年～30年)の視界制限における海難発生状況



(1) 月別発生状況



(2) 視程別発生状況



(3) 原因別発生状況

視界制限による海難事例

発 生 日 時	発 生 場 所	海 難 概 要
平成 30 年 3 月 28 日 午前 10 時 30 頃	香川県さぬき市虎ヶ 鼻沖	<p>プレジャーボート A 丸（5 トン、1 名乗船）は、香川県さぬき市江泊を出港し、さぬき市虎ヶ鼻沖に漂泊して遊漁中、霧が発生したため定係地向け帰港を試みるも、さらに霧が濃くなったことから自船の位置が分からなくなったため錨泊し、118 番通報にて救助要請を行った。</p>
平成 29 年 5 月 26 日 午前 5 時 30 頃	尾道市布刈瀬戸	<p>タンカー A 丸（298 トン、積荷なし、乗組員 5 名）は、福岡県若松から岡山県水島港向け布刈瀬戸を航行中の午前 5 時 20 分ころ、レーダー映像で船首左 10 度 1.5 海里に相手船を認めるも、左舷対左舷で航過出来るものと臆断して航行を継続、曳船 B 丸〔19 トン、台船（積荷なし）を曳航〕は、兵庫県神戸港から広島港向け航行中、視界不良のため停船すべく速力調整を行っていたが、午前 5 時 30 分ころ、両船の見張り不十分によって正面衝突したものの、双方とも霧中信号の吹鳴等他船への注意喚起を実施していなかった。</p>
平成 29 年 4 月 7 日 午後 5 時 00 分頃	山口県岩島地先	<p>プレジャーボート A 丸（8 トン、4 名乗船）は、山口県周南市のマリーナから釣り場向け航行中、霧によって目標としていた船首方向の岩島が肉眼で見えなくなったことから、レーダー見張りで航行していた午後 5 時ころ反航船と思われる映像を認めたので右に避航したが、反航船と認識していたのが岩島であったため、岩島付近に存在する浅瀬に乗揚げたもの。</p>

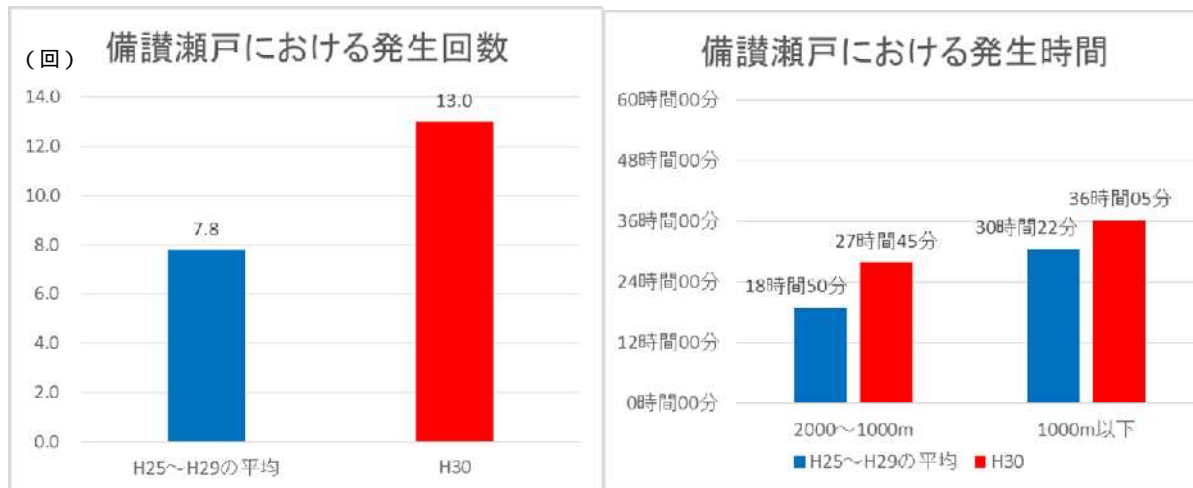
平成 30 年の霧による視界制限について

1 霧の発生状況

瀬戸内海においては、霧の発生により、視界制限状態（2,000m以下）となった場合、海上交通センターから通航船舶に対して航路外待機指示を行っております。

(1) 備讃海域

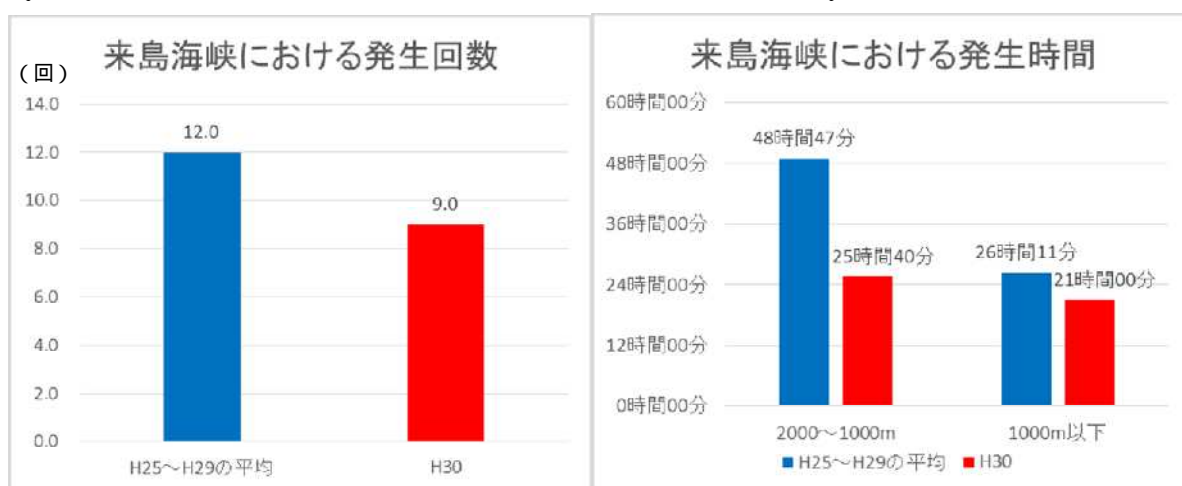
視界制限状態（2,000m以下）の発生状況 13回、63時間50分
（平成25年から平成29年の年間平均7.8回、49時間12分）



航路外待機指示隻数 21隻
（平成25年から平成29年の平均18.9隻）

(2) 来島海峡

視界制限状態（2,000m以下）の発生状況 9回、46時間40分
（平成25年から平成29年の年間平均12回、74時間58分）



航路外待機指示隻数 24隻
（平成25年から平成29年の平均34.7隻）

2 海上交通センターによる航路外待機指示について

(1) 当管区内の海上交通センター

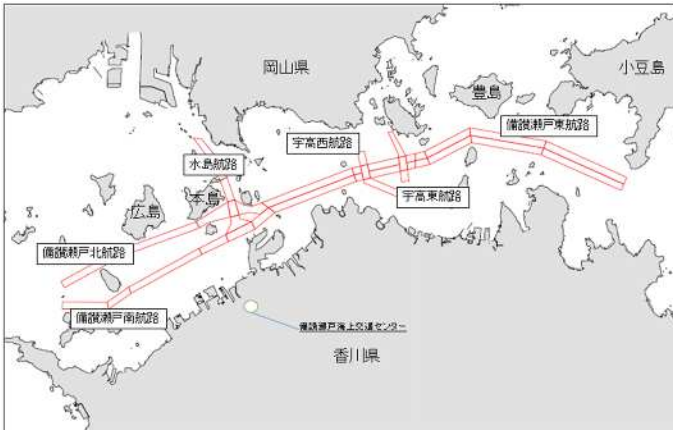
備讃瀬戸海上交通センター（香川県宇多津町）

来島海峡海上交通センター（愛媛県今治市）

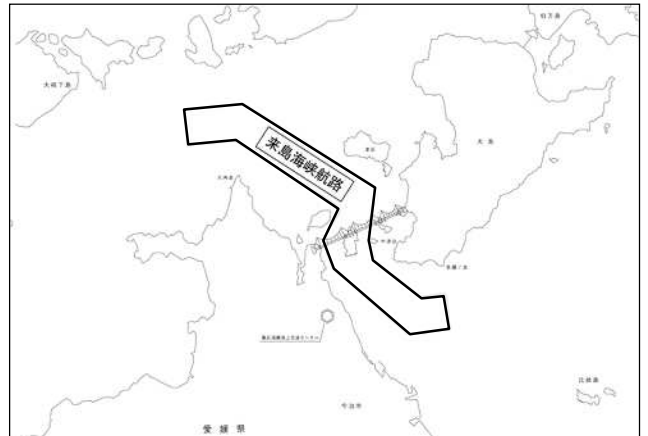
(2) 航路外待機指示

海上交通センターでは、海上交通安全法の規定に基づき、霧で見通しが悪くなる時などに、航路内の船舶交通の安全を図るため、船舶に対して航路外で待機するよう指示する場合があります。

(備讃海域)



(来島海峡)



	視界制限時の基準及び対象船舶		その他
	視程2000m以下の場合	視程1000m以下の場合	
備讃瀬戸海上交通センター ・備讃瀬戸東航路 ・宇高東航路 ・宇高西航路 ・備讃瀬戸北航路 ・備讃瀬戸南航路 ・水島航路	・巨大船(※1) ・特別危険物積載船(※2) ・長大物件えい航船等(※3)	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船(特別危険物積載船を除く)	水島航路は長さ70m以上200m未満の船舶が巨大船との行会いが予想される場合
来島海峡海上交通センター ・来島海峡航路	・巨大船 ・特別危険物積載船 ・長大物件えい航船等	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船(特別危険物積載船を除く) ・100m以上200m未満の物件えい航船等	潮流の速力を超えて4ノット以上の速力を確保できない船舶

- 1 長さ200m以上の船舶
- 2 特別危険物積載船：総トン数5万トン(積載している危険物が液化ガスである場合には総トン数2万5千トン)以上の危険物積載船
- 3 長大物件えい航船等：引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が200m以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶